

宮崎市子どもの居場所ネットワーク業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「宮崎市子どもの居場所ネットワーク業務」の実施にあたり、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により、当該業務に係る企画提案を広く求め、子どもの居場所づくりに関する考え方などを総合的に評価したうえで、最も適格と判断される事業者を委託契約の受託候補者として選定する。

2 業務の目的

すべての子どもたちの地域における居場所であり、かつ、日常生活の中で何らかの支援を要する子どもたちの支援の入口となる「子ども食堂」や「学習支援」「遊び場」など(以下、「子どもの居場所」という。)の取組を市内に広げるため、利用相談や開設相談への対応、子どもの居場所運営者が継続的な活動を行うための運営相談のほか、子どもの支援を行う関係団体等とのネットワークの構築を行うコーディネーターを配置する。

コーディネーターは、市内で運営されている「子どもの居場所」が魅力ある地域住民のプラットフォーム・フォームとして、安心・安全な居場所となるよう「子どもの居場所」への支援を行う。

なお、子どもの居場所ネットワークの対象は、「定期的開催され、無料または誰もが利用しやすい料金設定の子どもを中心とした居場所」を運営している地域団体等とする。

3 業務の概要

- (1)名称 宮崎市子どもの居場所ネットワーク業務委託
- (2)場所 宮崎市内
- (3)内容 別紙仕様書のとおり
- (4)履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (5)提案限度額 7,257,000円(税抜き)

※人件費は常勤換算で3名以内を目安とすること。

4 プロポーザル方式を採用する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがある。また、民間の発想力や経験などをもとに企画提案を受けることで、当該業務の履行に最も適した事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を採用する。

5 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1)実施要領等の公表(公募開始日)	令和7年12月24日(水)
(2)企画提案書等に対する質問の締切日時	令和8年 1月13日(火)16時30分まで
(3)企画提案書等に対する質問の回答日時	令和8年 1月16日(金)17時まで
(4)参加申込書の受付締切日時	令和8年 1月20日(火)16時30分まで
(5)参加資格確認結果通知日	令和8年 1月23日(金)
(6)企画提案書等の締切日時	令和8年 2月 3日(火)16時30分まで
(7)プレゼンテーションの実施	令和8年 2月12日(木)
(8)審査結果通知	令和8年 2月18日(水)
(9)契約締結日	令和8年 3月下旬

※スケジュールは予定であり、日程を変更する可能性あり。

6 参加資格等に関する事項

(1) 参加資格

本事業への応募資格を有する者は次の各号に掲げる全ての要件を満たす法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)、若しくは法人等で構成するグループとし、当該事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者とする。※個人での申請はできない。

- ①法人等又はグループの代表法人が宮崎市内に事業所又は営業所(法人格を有しない場合は、事務所等)を有していること。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ③成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- ⑤提案書等の提出から審査結果通知までの間に、宮崎市の競争入札において入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑥宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- ⑦法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者)ではないこと。

(2) 複数申込の禁止

単独で参加申込した法人はグループ参加の構成員となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできない。

(3) グループ参加に関する事項

協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを契約当事者とする。参加申込後の連絡及び選定後の協議は代表の法人を中心に行うが、契約に関する責任はグループの構成員すべてが負うことになる。

また、グループで参加申込する場合には、下記の点に注意すること。

- ①グループの名称を決めること。
- ②代表する法人を定めること。
- ③参加申込後、原則として代表者及び構成員の変更は認めない。

7 質問及び回答

(1) 質問

- ①質問方法 メール又はFAXにより、質問書(様式第1号)を8(1)の事務局あて送付すること。(必ず事務局へ着信確認の連絡を行うこと。)
- ②受付期間 令和7年12月24日(水)
～令和8年1月13日(火)16時30分まで

(2) 回答

- ①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
掲載URL: <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/bid/information/406908.html>
- ②回答日 令和8年1月16日(金)17時まで

8 参加申込書の提出

(1) 事務局(問い合わせ先)

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
 宮崎市役所子ども未来部子育て支援課(本庁舎5階)
 電話 0985-42-7965 FAX 0985-27-0752
 メール 10jidou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出書類

種類番号	書類名	様式等
1	プロポーザル参加申込書	様式第2号
2	当該法人の定款又は寄附行為の写し、規約その他これらに準ずる書類	任意様式
3	法人の登記事項証明書	任意様式
4	法人等の概要	様式第3号
5	役員の氏名・住所等一覧表	様式第4号
6	組織の運営体制に関する書類(組織図など)	任意様式
7	誓約書兼照会承諾書	様式第5号
8	○グループ団体一覧表 ○グループ参加申込等に関する委任状 ○宮崎市子どもの居場所ネットワーク業務に関するグループ協定書 ※いずれもグループで参加申込する場合のみ添付	様式第6号 様式第7号 様式第8号
9	納税証明書(法人及び代表者のもの。) ○宮崎市税に滞納が無いことの証明(発行日から3か月以内) ○国税に滞納が無いことの証明(発行日から3か月以内)	各発行機関による様式

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により、(1)の事務局あて各1部提出すること。提出書類は、種類番号順にセットして、種類番号ごとにインデックス(見出し)を貼り、ファイリングして提出すること。

(4) 提出期限

- ①持参の場合 令和7年12月24日(水)～令和8年1月20日(火)
(土曜、日曜及び祝日を除く。8時45分から16時30分まで。)
- ②郵送の場合 令和8年1月20日(火)必着

(5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年1月23日(金)までに通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

番号		様式等
1	企画提案書	任意様式
2	経費積算書	様式9号

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により、8(1)の事務局あて提出すること。
提出書類は、インデックス(見出し)を貼り、ファイリングして提出すること。

(3)提出期限

- ①持参の場合 令和8年1月23日(金)～令和8年2月3日(火)
(土曜、日曜及び祝日を除く。8時45分から16時30分まで。)
- ②郵送の場合 令和8年2月3日(火)必着

(4)提出部数

- ・正本(提案者名等応募者が分かるもの) 紙1部、およびPDFデータ
 - ・副本(提案者名等応募者が分からないもの) 紙2部、およびPDFデータ
- ※PDFデータは、メールもしくはCD等の記録媒体で提出すること。

提出書類は書類番号順に並べて、ひとつのデータにまとめて提出すること。資料にページを付す場合は、スライド番号と相違がないようにすること。やむを得ず複数のデータを提出する場合は、タイトルを付け説明しやすい工夫をすること。

※正本には、それぞれ提案者名を記載すること。副本には、提案者名等応募者が類推できる表現等の記載は行わないこと。

(5)企画提案書の作成方法

仕様書・審査基準を参考に、具体的に記載すること。

(6)経費積算書の作成方法

別紙様式第9号を参考にし、仕様書に基づいて、できる限り詳細な積算内訳を示すこと。

(7)提出書類の留意事項

- ・原則としてA4判の片面印刷とする。(原則20枚以内)
- ・企画提案内容は、提案者が自ら実現できる範囲で記載すること。
- ・企画提案内容は、文書で簡潔に記述すること。ただし、文章を補完するために、イラスト、イメージ図等を使用しても差し支えない。
- ・提案内容の見積金額は、全業務を遂行し、提案内容を実現するために必要な経費を積算して提出するものとする。

10 評価方法

(1)評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ①日程 令和8年2月12日(木)(※予定)
- ②場所 宮崎市役所会議室棟第5会議室(※予定)
- ③内容 1事業者につき20分以内のプレゼンテーション、その後約15分間のヒアリングを行う。

※日時・場所等の詳細については別途連絡します。

(3)受託候補者の選定方法

- ①「宮崎市子どもの居場所ネットワーク業務委託候補者選定委員会設置要領」第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
- ②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案業者を受託候補者として選定し、次に評価点の高い事業者を次点交渉権者として決定する。
- ③合計点数が同一の参加業者が複数いた場合には、評価基準のうち「NO.4 コーディ

ネーター業務」の点数が高い事業者を受託候補者として選定する。

- ④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書及び企画提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④正当な理由なくプレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合
- ⑤その他、審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

11 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・受託候補者以外の点数(点数の高い順)

12 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第105条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除することができる。

(3) その他

- ①契約代金の支払いは概算払いとし、業務完了後に精算し、残金については返還することとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出書類は、返却しない。
- ②提出書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③提出書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、「プロポーザル参加辞退届」(様式第10号)を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④参加業者が1者の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附則

この要領は、令和7年12月24日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。